

◎新潟県告示第1015号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年6月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ヘルパーステーション光	燕市井土巻2丁目280番地キャメロット10棟102号	介護すずらん	ヘルパーステーション光	H26.3.3
ヘルパーステーション光	燕市井土巻2丁目280番地キャメロット10棟102号	燕市佐渡5120番地	燕市井土巻2丁目280番地キャメロット10棟102号	H26.3.3
居宅介護支援事業所よしだ	十日町市南鑑坂446番地1	居宅介護支援事業所三好園四ツ宮	居宅介護支援事業所よしだ	H25.4.1
居宅介護支援事業所よしだ	十日町市南鑑坂446番地1	十日町市卯320番地9	十日町市南鑑坂446番地1	H25.4.1
エフビー訪問介護かすが	上越市木田2丁目16番50号	上越市木田2丁目320番地	上越市木田2丁目16番50号	H26.4.22
寄り合い処ふらっとかすが	上越市木田2丁目16番50号	上越市木田2丁目320番地	上越市木田2丁目16番50号	H26.4.22
小規模多機能あったかほ一む春日	上越市木田2丁目16番50号	上越市木田2丁目320番地	上越市木田2丁目16番50号	H26.4.22
ニチイケアセンター新発田	新発田市富塚町3丁目4番27号	アイリスケアセンター新発田	ニチイケアセンター新発田	H19.4.1